（前のページより続き）

○令和六年国土交通省告示第三百五号の一部を改正する件（**同**四九）　四五
○令和六年国土交通省告示第三百四号の一部を改正する件（**同**五〇〇）　四五〇
○平成五年建設省告示第千九百三十一号の一部を改正する件（**同**五〇一）　四五〇
○平成十四年国土交通省告示第二百七十一号の一部を改正する件（**同**五〇二）
○平成二十六年国土交通省告示第千百八十三号の一部を改正する告示（**同**五〇三）

〔その他告示〕

○租税特別措置法施行規則第二十条第二十五項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた告示等の一部を改正する件（**内閣府・国家公安委・総務・法務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛**一）　四五三
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**財務**九三）　四七一
○法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**同**九四）
○租税特別措置法施行規則第五条の七第二十一項第一号イ及び第二十条の二第二十一項第一号イに規定する指定大学等に係る経済産業大臣が定める要件（**経済産業**五一）　四七一
○平成二十八年国土交通省告示第千百七号等を廃止する告示（**国土交通**五〇四）　四七三

本号で公布された法令のあらまし

◇所得税法等の一部を改正する法律（法律第十二号）（財務省）

第１　所得税法の一部改正

１　基礎控除について、次の見直しを行う。（第八十六条、第二百三条の三、別表第二～別表第四、附則第十一条、第十二条関係）

⑴　合計所得金額が二千三百五十万円以下である個人の控除額を四万円引き上げる。

⑵　⑴の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直し並びに公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げを行う。

⑶　公的年金等で一定のもの（以下「特定公的年金等」という。）の支払者が令和八年十二月一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする場合において、令和八年中の特定公的年金等に係る所得税等の額の合計額が⑵の金額の引上げ等の適用があるものとした場合におけるその特定公的年金等に係る税額の合計額に比し超過額があるときは、その超過額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税等に充当すること等とする。

２　給与所得控除について、次の見直しを行う。（第二十八条、別表第二～別表第五関係）

⑴　最低保障額を六十九万円（改正前：六十五万円）に引き上げる。

⑵　⑴の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表の見直しを行う。

３　扶養親族等の範囲について、次の措置を講ずる。（第二条関係）

⑴　勤労学生の合計所得金額要件を八十九万円以下（改正前：八十五万円以下）に引き上げる。

⑵　同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を六十二万円以下（改正前：五十八万円以下）に引き上げる。

４　ひとり親控除について、次の見直しを行う。（第八十一条、第二百三条の三関係）

⑴　控除額を三十八万円（改正前：三十五万円）に引き上げる。

⑵　⑴の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げを行う。

５　総合課税の譲渡所得の基因となる暗号資産について、次の措置を講ずる。（第二十二条、第三十三条、第六十九条関係）

⑴　五年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上二分の一とする措置を適用しない。

⑵　その暗号資産の譲渡益について、譲渡所得の特別控除額を控除しない。

⑶　その暗号資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額について、他の総合課税の対象となる各種所得との損益通算を適用しない。

⑷　その他所要の措置を講ずる。

６　その年中の給与所得控除額とその年中の公的年金等控除額との合計額が二百八十万円を超える場合には、当該公的年金等控除額から当該超える部分の金額を控除する。（第三十五条関係）

７　小規模企業共済等掛金控除の証明書等の添付又は提示に代えてその記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できる措置の適用対象に、社会保険料控除（国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金に係るものに限る。）の適用を受ける場合を加える。（第百二十条関係）

８　その他所要の規定の整備を行う。